

公益財団法人つなぐいのち基金

平成 26 年度 第 4 回 臨時理事会議事録

- 1 開催場所 つなぐいのち基金 運営事務所 「三井第二別館 会議室」
- 2 開催日時 平成 27 年 2 月 16 日（月） 11 時 30 分～12 時 30 分
- 3 理事現在数及び定足数 現在数 3 名、定足数 3 名
- 4 出席理事 3 名
（本人出席） 鵜居代表理事 清水専務理事 柏理事
福岡監事
（議案説明及び報告）清水専務理事
- 5 議案

<決議および承認事項>

議案第 1 号 「平成 25 年度事業報告ならびに計算書類等の収支決算修正報告の承認」について

6 会議の概要

（1）定足数の確認

冒頭で豊住事務局プロデューサーから定足数の充足を確認した。

（2）議案の審議状況及び議決結果

定款に基づき、鵜居代表理事が議長となり議案の審議に入った。

<決議事項>

第 1 号議案 「平成 25 年度事業報告ならびに計算書類等の収支決算修正報告の承認」について

議長の求めに応じ、清水専務理事から、「平成 25 年度事業報告ならびに計算書類等の収支決算修正報告」について議案説明があった。

（鵜居代表理事）

今回このような修正が入った経緯を再度説明が欲しい

（清水専務理事）

最初に事務運営の不足をお詫びする。申し訳ない。今回の修正については 2 つのミスが生じていた。一つは、法人会計（管理費）についての会計処理についての理解不足。二つ目は、前記状況に伴う寄付申込書に記入された事項についての決算書への正しい反映ができていなかったことである。結果、内閣府からの補正指示により決算書類の修正と行ったものである、

（鵜居代表理事）

今後、このようなことが生じないための再発防止措置は講じているか？

（清水専務理事）

内閣府公益認定等委員会作成の『「公益法人会計基準」の運営指針』を再確認するとともに、事務局プロデューサーが、内閣府主催の相談会に参加し、会計処理についての不明事項の確認や指導を受けることを予定している。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

以上のとおり、評議員会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

平成 27 年 2 月 16 日

専務理事

清水 祐孝

